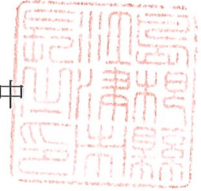


江津市告示第178号

江津市中小企業者等高压電力価格高騰対策支援事業実施要綱（令和5年江津市告示第153号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月27日

江津市長 中 村 中



第6条中「令和5年12月28日」を「令和6年2月29日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

江津市告示第178号

江津市中小企業者等高圧電力価格高騰対策支援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年12月27日

江津市長 中 村 中



江津市中小企業者等高圧電力価格高騰対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、電気料金の価格高騰により、事業経営に大きな影響を受けている中小企業者等に対して、事業継続を支援することを目的として、予算の範囲内において江津市中小企業者等高圧電力価格高騰対策支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、江津市補助金等交付規則（平成2年江津市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれと同等と市長が特に認める法人をいう。
- (2) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第1項第3号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 高圧 小売電気事業者により供給される標準電圧が6,000ボルトの電気をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象者は、市内に事業所を有し、現に事業を行っている中小企業者等とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) その営む事業に高圧を使用していること。

- (2) 今後も事業の継続の意思があること。
- (3) 申請日時点で市税の滞納がないこと。

(不給付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象者とならないものとする。

- (1) 令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、給付金の趣旨及び目的と類似した市の補助金等の交付を受けた、又は受ける見込みであること。
- (2) みなし大企業として、次のいずれかの要件に該当するとき。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者
- (3) 主たる事業として発電事業を行っていること。
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者であること。
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体であること。
- (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体であること。
- (8) 江津市暴力団排除条例（平成24年江津市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断するとき。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、令和5年4月から同年9月までの間のいずれかひと月の高圧使用量（ただし、不動産賃貸経営等に係る使用量は除き、市内事業所等で自らが使用したものに限る。）に応じて、別表に掲げる金額とする。

(申請期限)

第6条 給付金の申請期限は、令和6年2月29日までとする。ただし、次に掲げるやむを得ない事情があると認められるときは、申請期限を延長することができる。

- (1) 災害その他のこれに類する事由により、申請できなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(給付金の交付申請)

第7条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業者等高圧電力価格高騰対策支援事業給付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 給付金の申請は、1事業者において1回限りとする。

(給付金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付申請があったときには、その内容を審査し、給付金の交付を決定したときは、中小企業者等高圧電力価格高騰対策支援事業給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(給付金の確定及び交付)

第9条 給付金は、前条の市長の交付決定をもって、その確定とみなす。この場合において、規則第12条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出を省略し、給付金を交付するものとする。

(交付の却下)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を審査した結果、給付金の交付が不相当であると決定したときは、中小企業者等高圧電力価格高騰対策支援事業給付金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(給付金に関する周知)

第11条 市長は、事業の実施に当たり、交付対象者の要件、申請方法等の事業の概要について、周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から第6条に規定する申請期限までに第7条の規定による申請が行われなかった場合は、交付対象者が給付金の交付を辞退したものとみなす。

2 第8条の規定による審査において、書類の不足又は不備等により同条の規定による交付決定ができない場合であって、市が再三にわたり不足又は不備等の解消を求めたにもかかわらず、その補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付の決定ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたと認められる者に対しては、給付金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(調査)

第15条 市長は、給付金の交付に当たり必要があると認めたときは、申請者に対し必要な調査を実施するものとし、申請者はこれを拒んではならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第15条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

高压使用量	給付金額
10,000kWh 未満	100,000 円
10,000kWh 以上 20,000kWh 未満	200,000 円
20,000kWh 以上 30,000kWh 未満	300,000 円
30,000kWh 以上	400,000 円